

2019年10月 7日

消費者庁消費者制度課
消費者契約法意見募集御担当者様

消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書に関する意見

京都府生活協同組合連合会
専務理事 高取 淳

消費者契約法改正によって、消費者がより保護され、制度が利用しやすくなるよう意見を申し述べます。

1. いわゆる「つけ込み型」勧誘について

(1) 【考え方Ⅰ】消費者の判断力に着目した規定

【意見の内容】

- ・経済的に過大な契約の内容に着目して、取り消しを認める方向性に賛成します。ただし、その対象を「消費者の生計に著しい支障を生じさせる契約」の取消しに対して、事業者が消費者の財産状況を知っていた場合に限定するべきではありません。不当な契約を締結させられた場合を広く対象としてください。
- ・消費者の判断力に着目した規定を設けることに賛成します。しかし、不当な内容の契約が必ずしも「第三者」の関与で契約締結が抑止されるとは言えません。また、第三者の関与によって取消しができなくなることは、契約者の保護の観点から防ぐ必要があります。

【意見の理由】

「つけ込み型」勧誘の規定について求められるのは、事業者が消費者の事情を不当に利用しているという場면을広く救済することにあります。

(2) 【考え方Ⅱ】「浅慮」、「幻惑」という心理状態に着目した規定

【意見の内容】

- ・「浅慮」、「幻惑」という心理状態に着目した規定を設けることに賛成です。「浅慮」については、検討時間の制限や、期待をあおる告知があった場合といった、特定の類型に限定するのではなく、問題となるような事案を広く救済できる規定を設けてください。

【意見の理由】

報告書では「浅慮」とは本来の意思決定から注意がそれたり思考が狭まったり、思考力が低下した心理状態とされていますが、そのような心理状態は検討時間の制限以外にも、事業者の様々な言動等によって引き起こされ得ることから、問題となるような事案を広く救済できる規定を設ける必要があります。

(3) 【考え方Ⅲ】 困惑類型の包括的規定について

【意見の内容】

- ・ 包括的規定を設けることに賛成します。ただし、対象は困惑類型に限定せず、誤認類型も含めて、不当勧誘全体についての包括的規定を設けるべきです。

【意見の理由】

個別の事例に対応して、個々に不当勧誘となる行為類型を規定していくという方法では、救済の範囲に限界があり、必ず救済対象から漏れる不当な事例が生じます。より広く救済を可能とする包括的な規律が必要不可欠です。

2. 「平均的な損害の額」の立証負担の軽減

【意見の内容】

平均的な損害の額の立証負担の軽減について、示されている考え方（推定規定、資料を提出する規定、自主ルール策定の促進）に賛成です。加えて事業者が「平均的な損害」の算定根拠を掲示する義務を負うような制度設計を要望します。

【意見の理由】

「当該事業者が生ずべき平均的な損害額」は、その事業者固有の事情であり、立証のために必要な資料は主として事業者が保有していることから、裁判や消費生活相談において、消費者による「平均的な損害の額」の立証は困難です。そのため、事業者が「平均的な損害」の算定根拠を掲示する義務を負うような制度設計も必要です。

3. 契約条項の事前開示及び消費者に対する情報提供について

(1) 契約条項の事前開示について

【意見の内容】

契約条項の事前開示における努力義務の規定を設けてください。

【意見の理由】

改正民法で定型約款が定義され、相手方の請求があった場合には条項準備者は定型約款の内容を示さなければならない規定が設けられましたが、これにより請求されなければ事前に開示する必要がないという誤解が事業者に生ずる恐れがあります。また、この開示請求権を消費者が行使することは期待しがたい現実もあります。こうした状況に対応するために、契約条項の事前開示における努力義務規定を設けてください。

以上